



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

岸和田労働基準監督署発表
令和 8 年 7 月 9 日

【照会先】
岸和田労働基準監督署
電話 072-498-1012

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (フォークリフトとの接触防止措置を講じなかった疑い)

令和 8 年 7 月 9 日、岸和田労働基準監督署（署長 ^{かわばた} 川畑 ^{はるひさ} 晴久）は、岸和田製鋼株式会社及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- （1）^{きしわだせいこう}岸和田製鋼株式会社（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府岸和田市臨海町
事業内容 製鋼事業
（2）同社本社現場責任者 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者 A とともに、
労働安全衛生法違反
同法第 20 第 1 号
同法第 27 条第 1 項
労働安全衛生規則第 151 条の 7 第 1 項
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社本社工場の資材倉庫等の現場責任者として、労働者を指揮するとともに、フォークリフト作業に関する安全を管理する者ですが、令和8年2月26日、大阪府岸和田市臨海町に所在する同工場付近の公道において、労働者が通行の際に、運転中のフォークリフト及びその荷に接触するおそれがあったのに、当該接触による危険を防止するための措置を講じていなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和8年2月26日、被疑会社本社工場付近の公道上において、労働者Bが労働者Cの運転するフォークリフトに接触し、同車両に巻き込まれ死亡するという災害が発生しました。
- (2) 労働安全衛生法では、運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより危険が生じるおそれがある箇所に作業に従事する者が立ち入ることを禁止するか、誘導者を配置してフォークリフト誘導させるか、当該危険を防止するため接触防止措置を講じなければならないと定められていますが、被疑者Aはこの措置を講じなかった疑いがあるものです。
- (3) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二、三 省略

第 27 条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（両罰）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抜粋）

（定義）

第 151 条の 2 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 フォークリフト

二乃至七 省略

（接触の防止）

第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

② 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。